

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1222 969">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1222 875 1489 969"> - 百万円 (- 百万円) </td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 (- 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 (- 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>・市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るという目的の達成のためにも、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成 23 年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とし、利便性を図る必要がある。</p> <p>寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者側の負担が軽減され、法人側では寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。</p> <p>ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		政策の達成目標	市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金控除の手続きが年末調整で行われることになることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	【法人】 公益社団・財団法人約 5400 法人（平成 24 年 7 月現在） 【個人】 平成 22 年度に給与所得者で寄附金控除の申告を行った者は約 9 万人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が公益社団・財団法人へ寄附した場合の所得税、贈与税及び地方住民税の措置 ・公益社団・財団法人自身が寄附した場合の法人税の措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性	寄附金控除の年末調整対象化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>寄附金控除の年末調整対象化については、平成 23 年度に内閣府より税制改正要望を提出し、税制調査会での議論の結果、平成 24 年度税制改正大綱において検討事項とされ、「(1) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」とされた。</p>	